

定額給付金の申請受付

定額給付金の申請受付を4月6日(月)から行っています。
申請の際には次の書類を併せて提出してください。

- 定額給付金申請書
- 身分証明書のコピー(免許証、旅券、住民基本台帳カード、保険証、年金手帳等のいずれかのコピー)
- 振込先口座の通帳のコピー(口座番号及び名義が記載されているところ)

詳細については、申請書に同封した留意事項を参照ください。

▼問い合わせ先＝

総務課 定額給付金担当 ☎9180

日産車(新車)購入への助成

上三川町では、日産車(新車)を購入する人に助成金を交付します。

▼対象者＝

- ①上三川町に在住の人(住民登録が一年以上)
- ②町税に滞納のない人
- ③個人が自家用に供するもの(事業用・法人は対象外)
- ④平成21年4月1日以降に契約(注文)したもの

▼助成額＝車両本体価格の10%(消費税を除く)
20万円を限度とする。

※受け付けは、7月頃になります。詳細については、決まり次第広報及びホームページで、お知らせします。

▼問い合わせ先＝

産業振興課 商工振興係 ☎9150

定額給付金の給付を装った「振り込み詐欺」や「個人情報問い合わせ」にご注意を

●「定額給付金」に関して

○町や総務省などがATM(銀行・コンビニなどの現金自動預払機)の操作をお願いすることは、絶対にありません。

○ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは絶対にできません。

○町や総務省などが、「定額給付金」の給付のために、手数料などの振込を求めることは絶対にありません。

○申請書提出前に、町や総務省などが住民の皆様のご世帯構成や銀行の口座番号などの個人情報を照会することは、絶対にありません。

○ご自宅や職場などに町や総務省(の職員)などをかたった電話がかかってくる場合は、迷わず、役場や下野警察署(又は警察相談電話(#9110)に)ご連絡ください。

▼問い合わせ先＝

総務課 定額給付金担当 ☎9180
下野警察署 生活安全課 ☎0110



軽自動車の減免

次のいずれかに該当する人は軽自動車税の減免の対象になりますので、税務課まで申請してください。

▼対象となる自動車＝

- ①公益のため直接占用する軽自動車。
- ②生活扶助を受けている人の所有する、原動機付自転車1台。
- ③身体又は精神に障がい有するため、歩行が困難な人が所有する軽自動車など(18歳未満の場合には、家族所有のものを含む)で、障がい者かその家族が運転するもののうち、必要があると認めるもの1台。(咽頭摘出による音声機能障がい者のうち、障がいの程度が3級該当者を含みます。)

④その構造を身体障がい者の利用目的に変更した軽自動車等。

▼申請に必要なもの＝

印かん、納税通知書、患者票、障がいの状態に関する証明書、生計同一証明書、運転免許証

④については、印かん、納税通知書及び、その構造変更の内容が分かるもの(車検証等)

▼申請期限＝

6月1日(月)まで

▼問い合わせ先＝税務課 住民税係

☎9122

「子育て応援特別手当」の 申請受付が始まりました！

【対象となる子ども】

平成21年2月1日現在、小学校就学前3年間に該当する子ども（具体的には、生年月日が平成14年4月2日～平成17年4月1日までの子ども）であつて、第2子以降の子どもが対象となります。

※第2子の判定は、18歳以下の子ども（具体的には生年月日が平成2年4月2日以後の子ども）の中から年齢順に第1子、第2子と数えていくこととなります。

※対象となる子どもと第1子が別居しているときは、同じ人に扶養されていることを確認する必要があります。申請の際に医療保険の被保険者証の写しなどが必要となります。



【手当の額】

対象となる子ども1人あたり3万6千円です。手当の支給は、原則として口座振込みとなります。

【申請の手続き】

手当の受給には、支給対象者が、町に申請を行っていただく必要があります。

なお、住民基本台帳で支給対象になると判断された世帯には、申請書を4月上旬に送付しましたが、住民基本台帳で判断できない場合（第1子と別居している等）は、申請書は郵送されません。該当すると思われる方は、左記までお問い合わせください。

【申請期間】

平成21年4月6日～平成21年10月6日（消印有効）
申請期限は受付開始日から6か月となりますので、対象となる方は忘れずに申請をしてください。

【その他】

申請において不明な点があつた場合、町から問合せを行うことがあります。ATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振込を求めることは、絶対にありません。もし、不審な電話がかかつてきた場合は、すぐに町の担当窓口又は警察に「ご連絡ください」。

▼問い合わせ先

健康福祉課 子育て応援特別手当担当

☎9130

児童手当認定請求（所得制限あり）

児童手当は、小学校第6学年修了前（12歳到達後最初の年度末まで）の児童を養育している人に支給されます。支給資格が消滅している人及び6月分から新たに受給申請する人は、5月1日（金）から5月29日（金）までに次の書類を添付し、認定請求をしてください。

▼必要書類等

- 健康保険証のコピー（国民年金加入者は保険証の提示のみ）
- 被保険者（保護者のもの）の氏名・生年月日が確認できる部分のコピーが必要です。
- 平成21年度児童手当所得証明書類（平成20年中の所得を証明したもの）
- ※平成21年1月2日以降に転入した人のみ提出が必要です。

今年の1月1日現在に、住民登録をしていた市区町村で交付してもらってください。

- 受給者本人名義の銀行口座
- 印かん

●その他、必要に応じて提出する書類があります。

※すでに児童手当等を受給している人が、続けて手当を受給するには、毎年6月に「現況届」を提出しなければなりません。（用紙は6月中旬に郵送します。）この届の提出がないと、6月分以降の手当が受けられなくなりますので、必ず提出してください。詳しくは6月号の広報に掲載します。

▼問い合わせ先

健康福祉課 子育て支援係

☎9130